

令和4年度(一社)おもてなしICT協議会 参画企業・団体募集要項

企業の枠を超えた共創によるICT基盤整備の実現を目指して

我が国は、優れた先端情報技術を有する技術立国であると同時に、自然・文化・気候・食において類まれな特徴を有する観光資源を有しています。一方で、世界は大きな変革の時にあり、SDGsを中心とした新たな社会の在り方をもとめて様々な試みが進められています。そして我々は、この変革の時こそ、「地方創生」を進め「継続的成長」を成し遂げるための布石を打つ、チャンスかつ重要な局面であると理解しています。

この状況を鑑み、スマートシティサービスによる地域情報社会の高度化と永続化、ポストコロナを見込んだ新しい観光立国構築の推進、社会全体のICT化の実現などを通し、観光を含む各地域の幅広い業種が一丸となって取り組める環境づくりを進めて参ります。すなわち、従来取り組んで参りました観光ICTに加え、その適用範囲を拡大した地域社会ICTの2つを柱とし、今後も継続的に社会貢献に取り組めます。

これらの実現には、地域住民やその地域を訪れるみなさまに、ICTを用いた高度かつ気配りの利いたおもてなしサービスを提供することが重要です。地域の衣食住を支えるインフラの利用便宜を向上させ、サービスの質を高めること、国内利用者のみならず訪日外国人のお客さまからみた観光体験の質を高めることを念頭に先進的ICTおもてなしサービスを構築し、顧客価値、提供満足度を向上させる取り組みを推進します。さらに、多様な商品・サービス・ソリューションを提供している企業の参画と、企業の枠を超えた商品開発や事業活動といったパートナーシップの構築を同時に達成することで、その推進を加速します。

会員間の技術や資本を生かした商品開発や販売・宣伝・物流の開拓や高度化による新たな統合マーケティングは、対象地域の生活者や行政のみならず社会すらも巻き込み、業界の枠や国境すらも超えた、広く共存共栄する未来の共創モデルの構築にもつながります。当協議会はこの共創モデルの構築に貢献します。

一般社団法人おもてなしICT協議会
理事長 西 宏章
(慶應義塾大学 教授)

< 本会設立の趣旨 > … 本会定款 第3条(目的)より

本会は、ICT基盤整備とそれを高度化・進化させることにより達成する事業を地方自治体、各種団体と連携を行い、広く満足度やQoL向上を図ることで、地方創生および地域永続化に寄与することを目的とする。

< 本会の事業活動 > … 本会定款 第4条(事業)より

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域におけるICT基盤整備およびその利活用支援事業
- (2) 地方創生、消費活性化、満足度向上、QoL向上に繋がる事業
- (3) (2)により生成される情報を利活用する仕組み、および情報を利用する事業
- (4) (3)に係るICT基盤の運用設計、およびインターフェース設計を行う事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

< 事業取り組み方針 >

- (1) 過去の取り組みで構築してきたICTソリューションの社会実装を目指す。
- (2) 社会実装の要となる地方自治体の参画を取り組みの柱とする。
- (3) 会員のマネタイズ(収益事業化)を図るICTソリューションをベースにした事業計画、運営体制とする。
- (4) 会員が提供するICTソリューションの拡大につながる公募事業提案を通して、地域サービスを中心とした様々なソリューションの展開に挑戦する。
- (5) ICTを活用した地方創生を推し進める。政府が主導するデータ主導型社会の実現、Society5.0の指針に関して、各自治体の検討が加速している状況を踏まえ、企業の共創モデルのソリューションで解決できる取り組みを展開する。
- (6) 内閣官房、経産省、国土交通省などが実施する公募への提案活動を通して、上記実施を加速させる。
- (7) 上記範囲において、協議会会員の持つ商品やソリューションを提案する。
- (8) 上記について、特に観光・地域ICT化・スマートな社会の実現を柱に取り組む。

< 具体的な事業分野 (現時点で検討している範囲に基づく) > 「令和4年度事業計画」より抜粋
公募案件の獲得に向けた共同提案活動の実施

① 観光ICT 分野

< 観光庁案件 >

- ・観光庁: 訪日外国人旅行者の受入環境整備向上に向けた観光現場におけるICTサービス等利活用促進事業

② 地域社会ICT スマートシティ分野

< 総務省・国土交通省 >

- ・国土交通省; 人流データを活用したモデル事業
さいたま市スマートシティ推進事業(大宮駅・さいたま新都心周辺地区)
- ・経済産業省(地域デジタルイノベーション促進事業)案件
- ・中小企業庁(地域活性化関連)案件

< デジタル庁案件 >

- ・デジタル田園都市国家構想案件

③ 研究開発案件

- ・慶應大学西研究室と連携したマスターソースの管理・研究開発
国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)研究開発課題
研究開発課題名: データ連携・利活用による地域課題解決のための実証型研究開発
副題: 情報銀行による匿名化データサービスと地域永続化実証
- ・戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局

④ 協議会の取り組み

会員間の情報共有(公募案件情報や会員各社のプロダクト情報、業界全体の事例紹介等)

- ・分科会(ワークショップ)の開催
事業テーマ:健康 / 観光メタバース / スマートシティインキュベーション
- ・公民学によるデータ連携基盤(共通プラットフォームさいたま版)の事業計画及び運営体制の構築と技術情報の共有
- ・さいたま市と連携したデータ連携基盤の横展開

<会員構成>…本会定款 第5条(法人の構成員)

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人及び団体

<役員>…本会定款 第19条(役員の設定)

- (1) 理事 2名以上5名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
尚、理事のうち1名を理事長とし、副理事長を各1名置く。本会の理事長を一般社団法人法上の代表理事とする。

<協議会会員資格>

本会の設立趣旨にご賛同いただく個人・法人・団体。ただし、本会定款の第6条規定により、入会は理事会においてその可否を決定することになります。

<会議体>

社員総会、理事会を除く常設の会議体

- (1) 事業協議委員会・事業計画立案、理事会への提案、事業進捗のモニタリングと評価
- (2) 分科会・テーマ別共創モデルを実現するための具体的な議論の場
- (3) 連絡協議会・本会の事業進捗や外部有識者講演の勉強会、会員間の情報交換の場

コロナ禍でのコミュニケーション方式として、従来の会合形式による会議体開催は難しく、昨年に引き続きテレビ会議を採用している。テレビ会議方式は、参加者も操作方法に違和感なく、場所移動も無く、時間的制約も少なく、録画記録機能により後日の視聴が可能であるなど、メリットが大きいことから、今後もテレビ会議を中心とした会議方式で行うこととする。

「新たな会員区分の新設」

従来の会員区分は、有償会員の正会員(理事、社員)と無償会員の賛助会員で構成されていた。しかしながら、案件によっては、取組み連携範囲や協力関係の拡大が必要であり、現在の有償会員に限定したフォーメーションでは案件の達成が不十分となる可能性が考えられるため、今年度より賛助会員区分を年会費10万円(賛助会員A)、無償(賛助会員B)の2つの区分とする。賛助会員Aは、連絡協議会のレギュラーメンバーとし、理事推進により分科会メンバーとしても参加できるようにすることで、活動を活発化させる。但し、定款でいう社員総会議決権は必要会費(50万)に達しない為、保有しない。賛助会員Aの呼称は「特別賛助会員」賛助会員Bは「賛助会員」とする。

【会議体別参加資格】

会員種別					
	理事会	社員総会	事業協議委員会	分科会	連絡協議会
正会員（理事）	●	●	●	●	●
正会員（社員）	—	●	●	●	●
特別賛助会員	—	—	—	●	●
賛助会員	—	—	—	▲	▲

※特別賛助会員は民間企業が対象です。実証事業や研究協力・情報共有等を目的とした会合に参加可能です。
 ※賛助会員は、地方自治体・大学・研究機関・非営利団体などが対象となります。

理事 議決権を有し協議会活動に参加できる。

理事会、総会、全ての会議体にレギュラーとして参加資格を有する。

案件単位の検討プロジェクト等(分科会)の検討段階からの参加及び事業提案が可能。

会員企業に対しての情報発信を可能とする(発信元、送付に関しては事務局にて行う)。

社員 議決権を有し協議会活動に参加できる。

また理事会、事業協議委員会以外の会議体にレギュラーとして参加資格を有する。

案件単位の検討プロジェクト等(分科会)の検討段階からの参加及び事業提案が可能。

会員企業に対しての情報発信を可能とする(発信元、送付に関しては事務局にて行う)。

特別賛助会員(賛助会員A)

主に情報共有を目的として活動に参加。分科会/連絡協議会へ参加できる。

会員企業に対しての情報発信を可能とする(送付については事務局判断)。

賛助会員(賛助会員B)

主に情報共有を目的として活動に参加。分科会は理事の推薦により情報共有を目的として参加できる。会員企業に対しての情報発信を可能とする(送付については事務局判断)。

<募集会員種別／令和4年度年会費>

正会員(理事) 100万円以上

正会員(社員) 50万円以上

特別賛助会員 10万円

賛助会員 不要

尚、本会定款第16条の規定により、社員総会における議決権は会費 50 万円につき1個。

<入会のお手続き>

所定の本会会員入会申込書に必要事項をご記入の上、メール(ご捺印後PDF)又は郵送にて、
下記記載の本会事務局宛にお申込みください。

[申込書送付先およびお問い合わせ先]

送付先 〒105-0013 東京都港区浜松町2-2-15 浜松町ダイヤビル2F

(一社)おもてなしICT協議会 事務局

E-mail: koizumi@omotenashi-ict.jp (担当 小泉三奈子)

理事、社員の年会費の振込みなどの諸手続きは、個別に事務局よりご案内いたします。

以 上